

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター
消化ガス発電設備整備事業
実施方針（修正）

平成 19 年 9 月

横浜市環境創造局

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業の内容	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	募集及び選定の方針	6
2	募集及び選定の日程（予定）	6
3	応募者の資格	6
4	提案者の審査及び事業者の選定	7
5	実施方針の修正への質問又は意見の受付及び回答	8
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
1	基本的な考え方	9
2	予想されるリスクと責任分担	9
3	事業の監視	9
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	10
1	施設の立地条件	10
2	施設の規模	10
第5	事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
第6	事業の継続が困難となった場合の措置	12
1	PFI事業者の債務不履行の場合の措置	12
2	市の債務不履行の場合の措置	12
3	その他の事由により事業の継続が困難になった場合の措置	12
4	金融機関と市の協議	12
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
1	議会の議決	14
2	情報公開及び情報提供	14
3	応募に伴う費用負担	14
4	実施方針に関する問い合わせ先	14
5	本事業に関わるアドバイザー	14

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業の内容

(1) 事業名

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業

(2) 対象となる公共施設等

北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備

(3) 公共施設等の管理者等の名称

横浜市長 中田 宏

(4) 事業の背景と目的

横浜市（以下「市」という。）の北部汚泥資源化センター（以下「センター」という。）は、市北部の5カ所の水再生センターから発生する汚泥を処理している。汚泥処理の過程では副生成物として消化ガスが発生するが、この消化ガスはメタンを約60%含むバイオガスである。現在、センターでは、約1,200万Nm³/年の消化ガスを燃料として、ガスエンジン発電設備により約2,500万kWh/年（標準的家庭7,100世帯相当）を発電している。その電気でセンターの消費電力量の約8割を賄っており、循環型社会に貢献している。また、このことによりCO₂の削減にも効果がある。

現在稼働しているガスエンジン発電設備は、昭和62年に3機を設置・運転開始し、順次必要な容量を増設している。しかし、初期に導入したガス発電設備4機は更新が必要な時期を迎えている。

この設備の整備にあたり、PFI 事業手法を適用し民間の持つ資金、経営能力及び技術的なノウハウ等を活用し、建設及び維持管理コストの低減を図ることが求められる。市では、この事業の主旨、条件を十分理解した上で民間事業者の自由な提案を期待するものである。

現状のガスエンジン発電設備の設置状況

号機	10	20	30	40	50
出力(kw)	920	920	920	920	1,100
稼働開始	昭和62年度			昭和63年度	平成8年度

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業(以下「本事業」という。)の目的は次のとおりである。

ア 更新対象の消化ガス発電設備（以下「設備」という。）の更新を行い、消化ガスを効率的に利用し発電を行う。

イ PFI 方式を導入し、従来方式以上の建設・維持管理にかかるコスト削減を図る。

ウ 消化ガスを効率的に有効利用することにより、化石燃料の使用を減らし環境負荷を軽減する。

(5) 事業内容

ア 選定事業者が行う業務の範囲及び事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI 法」という。)に基づき、センター内にある更新対象である 4 機について、PFI 事業者が設備を更新建設した後、市に所有権を移転し、事業期間中における既存設備を含めた消化ガス発電設備全体の維持管理業務等を遂行する方式 (BT0 方式) により実施する。

なお、消化ガスとは下水汚泥の処理過程で消化タンクから発生するメタンガスを主成分とするガスを指す。

(ア) 設備の更新建設

PFI 事業者は、その設計、スケジュールにより、平成 21 年度末を期限に、順次旧設備を更新建設し、その所有権を市に移転する。更新に際し、本事業の安全性・信頼性を損ねることのない範囲で、PFI 事業者の責任において既存設備の一部を更生整備し、活用することを必ずしも否定しない。設備は既存の発電機棟内に設置する。

なお、PFI 事業者は、市と一定の運転実績を確保できるように更新建設計画を定めること。

(イ) 汚泥消化ガスを活用した電力・熱供給

PFI 事業者は、市から、一定の組成を持つ消化ガスを受け取り、その使用可能な全量(既存焼却炉設備、燃料電池、空調設備の使用量を除く)を発電に用いることによりセンターに電力を供給する。さらに発電に伴い発生する熱を汚泥消化タンクに供給する。

(ウ) 既設及び新設設備の運営及び維持管理

PFI 事業者は、更新後の設備及び更新対象とならない設備を使用する場合は、市から使用許可を受け、その責任と費用負担において運営と維持管理を行い、市に電力及び温水を供給する。

市は、これらのサービスに対価を支払う。

更新対象となる既設設備の運営及び維持管理については更新完了まで、更新対象とならない既設設備の運営及び維持管理については PFI 事業者による電力・熱の全面供給開始まで、市の所掌となる。

なお、PFI 事業者は、新設設備及び更新対象とならない設備による電力及び温水の全面供給を平成 22 年 4 月 1 日までに開始するものとする。

イ 更新の範囲

更新する設備の主要範囲は次のとおりとする。詳細については別添の資料を参照すること。

- (ア) ガスエンジン発電機に関わる機械設備および電気設備。
- (イ) 消化ガス供給配管以降、ガスエンジン発電機までの必要な設備。
- (ウ) ガスエンジン発電機からエンジン冷却用の冷却水槽(冷却水槽を含む)、消化タンク加温用の温水槽(温水槽を含む)までの必要な設備。

ウ 事業規模等

この事業に関する設備の能力その他事業規模は、次のとおりとする。

(ア) 電力の供給能力

PFI 事業者は、既存の設備を市が供給する消化ガスに見合った設備に更新し、運営及び維持管理を行う。更新工事期間中及び定期修繕中においても、消化ガスを全量、適正に消費すること。

(イ) 温水の供給能力

センターの需要に応じ、次のとおりの温水を供給するものとする。

消化タンク加温必要熱量：(最大時) 10,885MJ/時

供給水量：約6.6m³/分以上

供給温度：約70℃以上

※ 温水は、主に冬季が消化タンク加温及び、夏季にはその一部を空調設備に使用する。詳細は公募要項において公表する。

(ウ) 消化ガスの供給

市から供給する消化ガスの供給量は平均して約1,400Nm³/h、年間約1,200万Nm³とする。ただし、平成19年度より5号焼却炉の稼働を予定しているため消化ガス供給量が変わる可能性がある。詳細は公募要項等において公表する。

ガス貯留可能量

a 低圧ガスホルダ 容量 8,000m³×2基

b 中圧球形ガス貯留タンク 幾何容積 2,200m³×2基

使用圧力 0.39～0.59MPa

ガスホルダから発電設備に至るパイプ径

ガスエンジン入口 300A

(エ) 消化ガス使用量

PFI 事業者は、使用可能消化ガスの全量を発電及び発熱に利用すること。ただし、更新工事期間中及び定期修繕中等のやむを得ない場合は、既存の安全燃焼装置をその燃焼容量の範囲内で利用可能とする。

バーナ(安全燃焼装置)の仕様 処理ガス量 500Nm³/h

エ ユーティリティ

ユーティリティに関する考え方は次のとおりである。なお、詳細は公募要項において公表する。

(ア) 電気

PFI事業者が電力を必要とする場合は、使用量に応じてPFI事業者の負担とする。

(イ) 上水・下水

PFI事業者が上水を必要とする場合は、使用量に応じてPFI事業者の負担とする。上水の使用に伴い発生する汚水は、水再生センターに排水するものとし、排水量に応じて有償とする。

(ウ) 電話

本事業でPFI事業者が使用する電話は、PFI事業者の責任と負担において設置、使用する。

(エ) 下水処理水

PFI事業者は、水再生センターで処理された処理水をその提案に従って無償で利用することができる。

(オ) 消化ガス

燃料となる消化ガスは、市が無償で PFI 事業者に供給する。設備の燃料として都市ガスを含めその他の燃料を使用することはできない。ただし設備の始動時に少量の補助燃料を使用することはこの限りではない。

オ PFI 事業者の収入

PFI 事業者の収入は、電力並びに温水供給のサービス対価からなる。電力及び温水供給のサービス対価は、固定費等からなる基本料金と変動費からなる従量料金によって構成される。

また、本事業は下水道事業に係る国庫負担・補助事業を予定している。このため設備の建設・整備に係る国庫負担・補助金が市に交付（従来の類似事業では55%程度の補助率であるが、補助対象範囲は国との協議により補助申請時に決まる。）される場合は、建設・整備費のうち国庫補助対象となる経費については、所有権移転後に支払う予定である。

なお、具体的な内容は公募要項において公表する。

カ 事業期間（予定）

事業期間は平成20年度から平成41年度とし、更新建設の完了した新設設備から順次運営及び維持管理を始め、全面供給期間を平成22年4月1日より20年間とする。

(イ) 事業スケジュール（予定）

平成20年度	事業契約締結
平成20年度	着工
平成22年4月1日	全面供給開始

(ロ) 遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たって PFI 事業者が遵守すべき法令等は次のとおりである。

- ・電気事業法
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・下水道法
- ・労働安全衛生法
- ・建設リサイクル法
- ・横浜市建築基準条例

- ・横浜市火災予防条例
- ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・横浜市生活環境の保全に関する条例
- ・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例
- ・グリーン購入法
- ・その他関連する法令等

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業の選定及び公表にあたっては、次の点に留意して行う。

(1) 特定事業の選定基準

市は PFI 法等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、下記に述べる判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施したときと比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に本事業を特定事業に選定する。

ア 事業期間を通じた市の財政負担の軽減を期待できること。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待できること。

(2) 結果の公表

特定事業の選定を行った時は、その判断の結果及び評価の内容を速やかに公表する。

なお、特定事業としない場合も同様に公表する。

(3) 公表の方法

公表の方法は、ホームページ等を用いて公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方針

本事業の募集、選定は公募型プロポーザル方式によるものとする。

なお、プロポーザルの対象等詳細は、公募要項で公表するものとする。

2 募集及び選定の日程（予定）

平成19年9月4日	実施方針（修正）の公表
平成19年9月11日 ～平成19年9月18日	実施方針（修正）への質問及び意見受付
平成19年10月11日	実施方針（修正）への質問及び意見に対する回答公表
平成19年10月	特定事業の選定、公表
平成19年11月	公募要項等の公表 公募要項への質問受付 関心表明書受付 資格確認申請書受付 公募要項への質問への回答公表
平成20年1月	提案受付
平成20年3月	優先交渉権者の選定

※ 必要に応じて、20年2月に提案者プレゼンテーションを行います。

3 応募者の資格

(1) 応募者の構成等

応募者は、設備の建設、運営、維持管理を行う企業を含む者であることとし、1社（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）で応募することも可能であるが、グループで応募する場合は代表者を定めるものとする。

応募者は、事業契約締結までに本事業を実施する特別会社（以下「SPC」という。）を会社法が規定する株式会社として設立するものとする。グループで応募した場合のグループ代表者は必ず SPC への出資を行うものとし、グループ代表者を含む応募者で SPC の過半数の株式を保持しなければならない。

(2) 応募者が備えるべき参加資格要件

SPC は一部の業務を応募企業又は応募グループ以外の企業に委託することも可能とするが、委託する場合には当該業務を実施させる事業者を協力会社（以下「協力会社」という。）とし、関心表明書において協力会社を明記すること。また、関心表明書を提出した応募グループの構成員及び協力会社の変更は、資格確認申請書受付までとし、それ以降の変更は原則的に認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。

なお、応募企業あるいは応募グループ構成員及び協力会社は、以下の参加資格要件を満たすことが必要である。

ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有する者であること。

イ 関心表明書受付締切日から提案書提出時までの間に、市の指名停止措置を受けていない者であること。

- ウ 関心表明書受付締切日現在、横浜市税あるいは消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エ 本事業に係る市のコンサルタント業務に関与した企業又は事務所等、及び係る企業又は事務所等と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。
- オ 横浜市PFI事業審査委員会の委員が属する組織、企業またはその組織、企業と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。

4 提案者の審査及び事業者の選定

(1) 横浜市 PFI 事業審査委員会の設置と選定

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等で構成される審査委員会において行うものとする。市は、審査結果に基づき優先交渉権者を選定する。

市は、優先交渉権者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が成立した場合には当該優先交渉権者を本事業の事業者として決定する。

なお、協議が成立しない場合には、優先交渉権者以外の応募者あるいは応募グループと協議を行うこともある。

審査委員会の委員については公告時に明らかにする。

(2) 審査内容

審査内容は、本事業を実施していく上で応募者及び応募グループの「業務遂行能力」、「市の支出額」、「設備の性能」、「運営・維持管理体制」、「緊急対応」、「事業採算計画の現実性・安定性」及び「環境配慮」等から総合的に評価を行う。

なお、詳細は公募要項等によって公表する。

(3) 審査結果の公表

審査結果の概要を公表する。

(4) 著作権等

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。

なお、本件事業において公表及びその他市が必要と認めるときには、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

5 実施方針の修正への質問又は意見の受付及び回答

(1) 質問又は意見の受付

本実施方針等に関する質問又は意見の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成19年9月11日(火) ～ 平成19年9月18日(火) 午後5時まで
受付方法	電子メールによる送信のみ受け付ける。
質問又は意見の様式	MS-Excelで作成した様式1の書式を用いて、Eメールの添付ファイルとして、下記アドレス宛送信すること。なお、Eメール送信後、土曜・日曜を除く24時間以内に当該メール到着の確認のためのメールが返信されないときは、速やかに下記事務局宛連絡すること。
質問又は意見の送付先アドレス	ks-gaspfi@city.yokohama.jp
Eメール到着確認に関する問い合わせ先	横浜市環境創造局 環境施設部 設備課 電 話 045-671-2851

(2) 質問又は意見への回答

質問等に関する回答は、環境創造局のホームページ上で公表する。

公表日(予定)	平成19年10月11日(木)
ホームページアドレス(URL)	http://www.city.yokohama.jp/me/kankyousui/pfi/syoukagas/index.html

なお、質問意見等を踏まえて実施方針の変更を行うことがある。実施方針の内容あるいはスケジュール等に変更が必要な場合には、実施方針の公表と同じ方法で速やかに公表する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業におけるリスクの分担は、基本的にはリスクを最も良く管理できるものがそのリスク管理するという考え方にに基づき、適正なリスク分担を行うことにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、新設設備等の建設及び運営・維持管理はPFI事業者がリスクを負うものとするが、市がリスクを負うべき合理的な理由がある事項については、別途PFI事業者と協議の上、市がリスクを負うこととする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者のリスク分担は、原則として別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」によることと現段階では想定しているが、詳細については公募要項等で示した上で、最終的には事業契約に規定するものとする。

3 事業の監視

市は、PFI事業者が提供する業務の内容の確認等を目的に、次のようなモニタリングを実施する。

なお、モニタリングの結果または、それ以外においてPFI事業者が提供する業務の内容が事業契約に定めた水準に達していない事実が判明した場合には、市は維持管理業務に関する対価の減額等を行うものとし、具体的な減額方法は、市が公募要項等において提示する方法に基づき優先交渉権者と協議を行い、事業契約において定めるものとする。

(1) 各種許認可申請・取得時

事業者は、各種法令等に基づく許認可の書類作成を行い、所管官公庁に許認可申請を行うとともに、市に事前説明及び事後報告を行う。

(2) 設計完了時

事業者は提案書に基づき設計を行い、設計完了時に市の審査を受ける。

(3) 工事施工時

事業者は、工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

(4) 工事完成時（完工確認）

事業者は、工事に関する申請書類・許可書類及び施工記録などを用意して、現場で市の審査を受ける。

(5) 施設運営開始後

市は、定期的に業務の実施状況を確認する。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 所在地

横浜市鶴見区末広町1丁目6番地の1

(2) 面積

ガス発電機棟 延べ床面積 6,293.48 m²

地上部 鉄骨造

地下部 鉄筋コンクリート造

(3) 都市計画区域

工業専用地域

(4) 配置

北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業 図面・データ等資料（図面番号 1、4～12、17）

2 施設の規模

第1 1（5）ウのとおりである。

第5 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置

1 PFI事業者の債務不履行の場合の措置

PFI事業者の提供するサービスが事業契約に規定する市の要求する基準を下回る場合、市は事業契約の定めに従いPFI事業者に対し改善勧告を行い、PFI事業者は市に改善策を提出し、一定の期間内にその改善を図らなければならない。

なお、市はPFI事業者が当該期間内にかかる改善をすることができなかつた場合、あるいは提供サービスに重大な遅延等が生じると懸念される場合、ならびにPFI事業者の事業契約に従った事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除できるものとする。

上記より市が事業契約を解除した場合、PFI事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の債務不履行の場合の措置

市の一方的な責任を負うところの債務不履行により事業の継続が困難となった場合には、PFI事業者は事業契約を解除することができるものとし、PFI事業者はその事業契約を解除した場合に生じた損害を市は賠償するものとする。

3 その他の事由により事業の継続が困難になった場合の措置

その他の事由により事業の継続が困難となった場合、市及びPFI事業者双方は、協議を行い、その責任の所在に応じて、事業契約の規定に従い適切に対応する。

4 金融機関と市の協議

その他、事業の適正な実施のために、一定の重要な事項について、PFI事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議を行うことがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI事業者がPFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、PFI事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

なお、本事業は国土交通省の国庫補助事業の対象施設であることを想定している。事業者は、市が本事業に係る補助金等を申請するにあたり、市が行う作業につき協力を行うものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業に関する予算措置として、債務負担行為を設定する手続きを進めるものとする。

2 情報公開及び情報提供

情報提供は、適宜、記者発表及びインターネット等を通じて行う。

3 応募に伴う費用負担

応募者の応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。

4 実施方針に関する問い合わせ先

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

横浜市環境創造局 環境施設部 設備課

電 話 045-671-2851

FAX 045-663-4313

Eメール ks-gaspfi@city.yokohama.jp

ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/gesui/pfi/syoukagas/index.html>

5 本事業に関わるアドバイザー

株式会社 浜銀総合研究所

株式会社 日水コン

東京青山・青木・狛法律事務所

リスク分担に関する基本的な考え方（案）

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	事業者	
共通	公募要項等リスク	公募要項等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	契約締結リスク	優先交渉権者との契約締結遅延や契約が結べない場合	○	○
	応募リスク	応募に係わる費用に関するもの		○
	法令変更又は許認可失効	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又はPFI事業者の責めによらない許認可の遅延及び失効に関するもの	○	
		上記以外の法令の変更又は許認可の失効によるもの		○
	税制の変更	消費税の変更のうち設計及び建設の対価に関するもの		○
		消費税の変更のうち電力料金及び温水料金に関するもの	○	
		上記以外の税制変更によるもの		○
	市議会の議決	市議会の不採決によるもの	○	○
	住民対応	本事業そのものに係わる住民等の反対運動、訴訟、要望等に関するもの	○	
		PFI事業者による調査、建設、維持管理及び運営に係わる住民等の反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○
	環境問題	PFI事業者による調査、建設、維持管理及び運営に係わる騒音、振動、光、臭気、排気等の環境保全に関するもの		○
	第三者賠償	PFI事業者による調査、建設、維持管理及び運営に関し第三者に及ぼした損害に関するもの		○
	事業の中止、破綻あるいは延期	PFI事業者の責めによる事業放棄、破綻、遅延、あるいは事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合		○
		市の責めに帰すべき事業中止、遅延、債務不履行の場合	○	
	国庫補助金	国庫補助事業の適用が受けられなかったとき	○	△※1
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市またはPFI事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴う以下のリスク。 ・PFI事業者の経費の増加又は収入の減少 ・市の経費の増加 ・完工遅延又は引渡遅延	○	△※2	
資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○	
	市の債務不履行によるもの	○		
保険	設備の設計、建設における履行保証保険及び維持管理、運営期間のリスクを保証する保険等によるもの		○	
安全管理	建設、維持管理及び運営における安全管理に関するもの		○	
調査・設計段階	契約内容及びその変更	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○	
		PFI事業者の判断によるもの		○
	測量調査の不備、過誤	公募要項等に添付した資料中の不備、誤り等によるもの	○	
		PFI事業者が行った測量調査等の不備、誤り等によるもの		○
設計の変更、遅延	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○		
	PFI事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
設計費の増大	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○		
	PFI事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
建設段階	電力・温水の供給停止・供給能力の低下	更新対象発電設備の撤去工事、新設発電機の設置工事中の電力・温水の供給停止または規定水準以下の供給能力の低下によるもの		○
		市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○	
	工程変更	PFI事業者の指示、判断の不備によるもの		○

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			横浜市	事業者
建設段階	工事遅延・未完工	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○	
		PFI 事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	施工監理	施工監理に関するもの		○
	工事費の増大	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○	
		PFI 事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	条件不適合	設備の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない(施工不良を含む)もの		○
	損害の発生	引き渡し前に工事目的物や材料及び他関連工事に起因して生じた損害に関するもの		○
	瑕疵担保	本設備の瑕疵が見つかった場合(発電設備2年)		○
物価上昇	インフレ・デフレ		○	
金利変動	借入金利の変動に伴うもの		○	
引渡	所有権の移転	所有権移転手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○
維持管理・運営段階	支払遅延・不払い	電力料金及び温水料金の支払遅延及び不能によるもの	○	
	電力及び温水の供給停止、供給能力の低下	市の責めに帰すべき事由による電力及び温水の供給停止または供給能力の低下に伴うもの	○	
		PFI 事業者の責めに帰すべき事由による電力及び温水の供給停止または規定水準以下の供給能力の低下に伴うもの		○
	汚泥消化ガスの供給	市から PFI 事業者提供される汚泥消化ガスの質または量の変更による PFI 事業者の収入の減少又は経費の増加	△※3	○
	条件不適合	設備の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない(施工不良を含む)もの		○
	計画変更	市の責めに帰すべき事業内容、用途の変更、あるいは市の指示等による要求水準の変更に伴うもの	○	
	維持管理費の増大	市の責めに帰すべき事業内容、用途の変更、あるいは市の指示等による要求水準の変更に伴う維持管理の増大に関するもの	○	
		上記以外の要因による維持管理の増大に関するもの(物価、金利変動によるものを除く)		○
	施設の損傷	PFI 事業者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷		○
		市の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷	○	
	劣化による損傷		○	
修繕費の増大	修繕費が予想を上回った場合		○	
物価上昇	インフレ・デフレ	○	△※4	
金利変動	借入金利の変動に伴うもの	○	△※5	

○=主負担者 △=従負担者

- ※1 事業契約締結前に、該当する国庫補助制度が廃止になるなどの場合には事業契約の締結を行わない。この場合、本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については各自がそれぞれ負担するものとする。
- ※2 不可抗力に対応するための増加費用等の負担は主に市が負うものとするが、その一定割合は事業者の負担とする。
- ※3 市が供給する消化ガス量の大幅な変動に対してはその対応について協議を行うものとする。
- ※4 維持管理・運営段階の物価変動に伴い、毎年度、電気料金及び温水料金を改定するものとするが、当該年度の変動率が100分の1に満たない場合は、累積して100分の1に達するまで電力料金及び温水料金の改定を行わない。
- ※5 維持管理・運営段階の金利変動のリスクは、10年に一度、金利改定を行う形で市が負うものとする。

北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業 図面・データ等資料一覧表

資料名称	図面番号
北部汚泥資源化センター 全体図及び事業対象箇所	1
北部汚泥資源化センター 全体フロー図	2
消化ガス発電設備 全体フローシート	3
ガス発電機棟 地下1階機器配置平面図	4
ガス発電機棟 地下1階機器配置平面図(2)	5
ガス発電機棟 1階機器配置平面図	6
ガス発電機棟 1階機器配置平面図(2)	7
ガス発電機棟 2階機器配置平面図	8
ガス発電機棟 2階機器配置平面図(2)	9
ガス発電機棟 3階機器配置平面図	10
ガス発電機棟 機器配置断面図	11
ガス発電機棟 機器配置断面図(2)	12
ガス発電設備 電力系統図・使用状況	13
北部汚泥資源化センター 単線結線図	14
消化ガス発電設備 単線結線図	15
北部汚泥資源化センター システム構成図	16
ガス発電機棟2階 高圧・低圧・制御室盤配置図	17
ガス発電機棟2階 高圧・低圧・制御室盤名称	18
ガス使用量実績	—
ガス発生量	—
北部第二水再生センター受電電力等	—

平成 年 月 日

実施方針の修正に関する質問・意見書

「横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業」に関する実施方針について、次のとおり質問等がありますので提出します。

会社名	
所属	
担当者名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

※記入上の注意

- ・同じ内容の質問・意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問・意見として記入すること。
- ・質問・意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等
例	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)a	「実施方針3頁 第1 1 (5) ウ (ウ)a」の内容についての質問・意見がある場合には、左のように記入して下さい。
1							
2							
3							